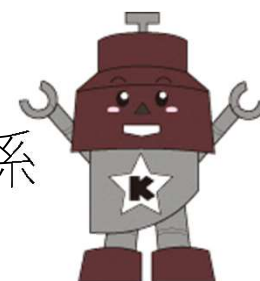


令和 8 年度 集団指導

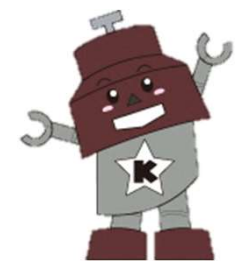
介護サービス事業者指導監督方針

川口市 福祉部 福祉監査課 指導第 2 係



川口市のマスコット「きゅぼらん」

1 指導監査の目的

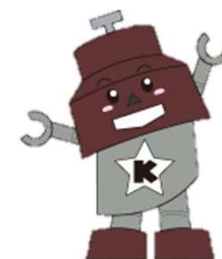


川口市のマスコット「きゅぼらん」

1 指導監査の目的

介護サービス事業者に対する指導・監査は、各サービスの質の確保と保険給付に係る費用の適正化を図ることを目的として実施する。

2 指導について



川口市のマスコット「きゅぼらん」

2 指導について

指導は、市の条例その他関係法令等に定める各対象サービスの取扱い及び保険給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るものとする。

2 指導について

(1) 集団指導

集団指導については、適正なサービスを提供するための事業者に対する必要な情報伝達の間であると位置付け、運営指導を開始する前に実施する。

特に、遵守すべき介護保険関係法令の内容や各種サービス提供の取扱い、介護報酬請求に関する事項等について周知の機会とする。

2 指導について

(2) 運営指導

【ア 対象事業者の選定方針】

- ・ 定期指導 (ア) サービス種別により選定された事業者
(イ) 新規に指定を受けた事業者
- ・ 随時指導 (ウ) 苦情・通報等により、指導が必要とされる事業者
(エ) 介護給付費の分析から特異傾向を示す事業者
(オ) 介護サービス情報公表制度に係る報告の拒否等
不適切な対応があると認められる事業者
(カ) その他必要と認める事業者

2 指導について

(2) 運営指導

【運営指導の周期】

サービス種別	周期
居宅系サービス (訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援等)	6年
居住系サービス (特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)	4年
施設サービス (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)	3年

2 指導について (2) 運営指導

【令和8年度 運営指導の予定】

サービス種別	対象数	予定数	実施時期
居宅系サービス (訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、居宅介護支援、介護予防支援等)	833件	197件	7月～11月
居住系サービス (特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護)	161件	37件	11月～ 令和9年1月
施設サービス (介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院)	44件	14件	令和9年 1月～3月
合計	1,038件	248件	—

2 指導について

(2) 運営指導

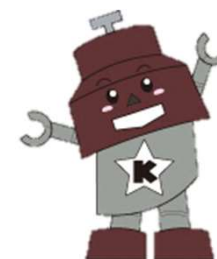
【イ 指導の重点項目】

運営指導に当たっては、適正な運営の確保を図ることはもとより、各利用者に対応したサービスの質の確保・向上を図ることが重要である。

令和8年度においては、特に次の項目について重点的に指導を行う。

- (ア) 事故防止対策
- (イ) 虐待防止対策
- (ウ) 非常災害対策
- (エ) 業務継続計画の策定状況
- (オ) 介護報酬の適正な算定
- (カ) 居宅サービス計画、個別サービス計画、施設サービス計画等の作成状況

3 監査等について



川口市のマスコット「きゅぼらん」

3 監査等について

(1) 監査

監査は、以下の指定基準違反等が認められる場合又はその疑いがあると認められる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを目的として、必要に応じて実施する。

ア 介護保険施設等の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に従っていないと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

イ 介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

ウ 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

エ 介護給付等対象サービスの利用者等について「高齢者虐待防止法」に基づき虐待の認定を行った場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合

3 監査等について

(2) 指定基準違反等が認められた場合

指定基準違反等が認められた場合には、介護保険課と連携し、勧告、命令又は指定の取消等の規定に基づき、行政上の措置を機動的に行う。

【主な行政処分事由（一例） その1】

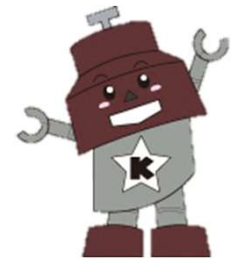
- ① 人員基準を満たすことができなくなった
- ② 設備及び運営に関する基準に従った適切な運営ができなくなった
- ③ 利用者の人格を尊重し、職務を遂行する義務に違反した
- ④ 介護給付費の請求に関して不正があった
- ⑤ 帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした

【主な行政処分事由（一例） その2】

- ⑥ 質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた
- ⑦ 不正の手段により指定を受けた
- ⑧ 介護保険法等に違反し、又は法による命令・処分に違反した
- ⑨ 上記の他、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした

※ 本市では、監査で指摘がなされた指定基準違反（③利用者の人格を尊重し、職務を遂行する義務違反・④介護給付費に関する不正請求等）を原因として、**「指定の一部効力停止」の行政処分**がなされた事例がある。

4 適正な運営を行うために



川口市のマスコット「きゅぼらん」

4 適正な運営を行うために



川口市のマスコット「きゅぼらん」

集団指導では、事業者が適正な運営を行うため、特に気を付けて欲しい事項など、「動画」と「資料」を用いて説明しています。

動画は「居宅系サービス」と「施設系サービス」に分けて作成していますので、「運営基準編」と「介護報酬編」をご視聴ください。

集団指導資料は福祉監査課だけでなく、介護保険課、長寿支援課、生活福祉1課、消防局、保健所、医療センター及び埼玉労働局等が重要事項をまとめたものを掲載していますので、必要箇所をご覧ください。

なお、動画等の内容について確認が終わりましたら**7月3日(金)までに「内容確認報告書」を送信してください**。この報告書の受領をもって、**集団指導の参加とさせていただきます**。

内容確認報告書の送信については、「令和8年度介護サービス事業者集団指導資料の公開について」のページ上に、入力フォームがありますので、当該フォームより送信をお願いします。

ご視聴ありがとうございました。